

始



特255

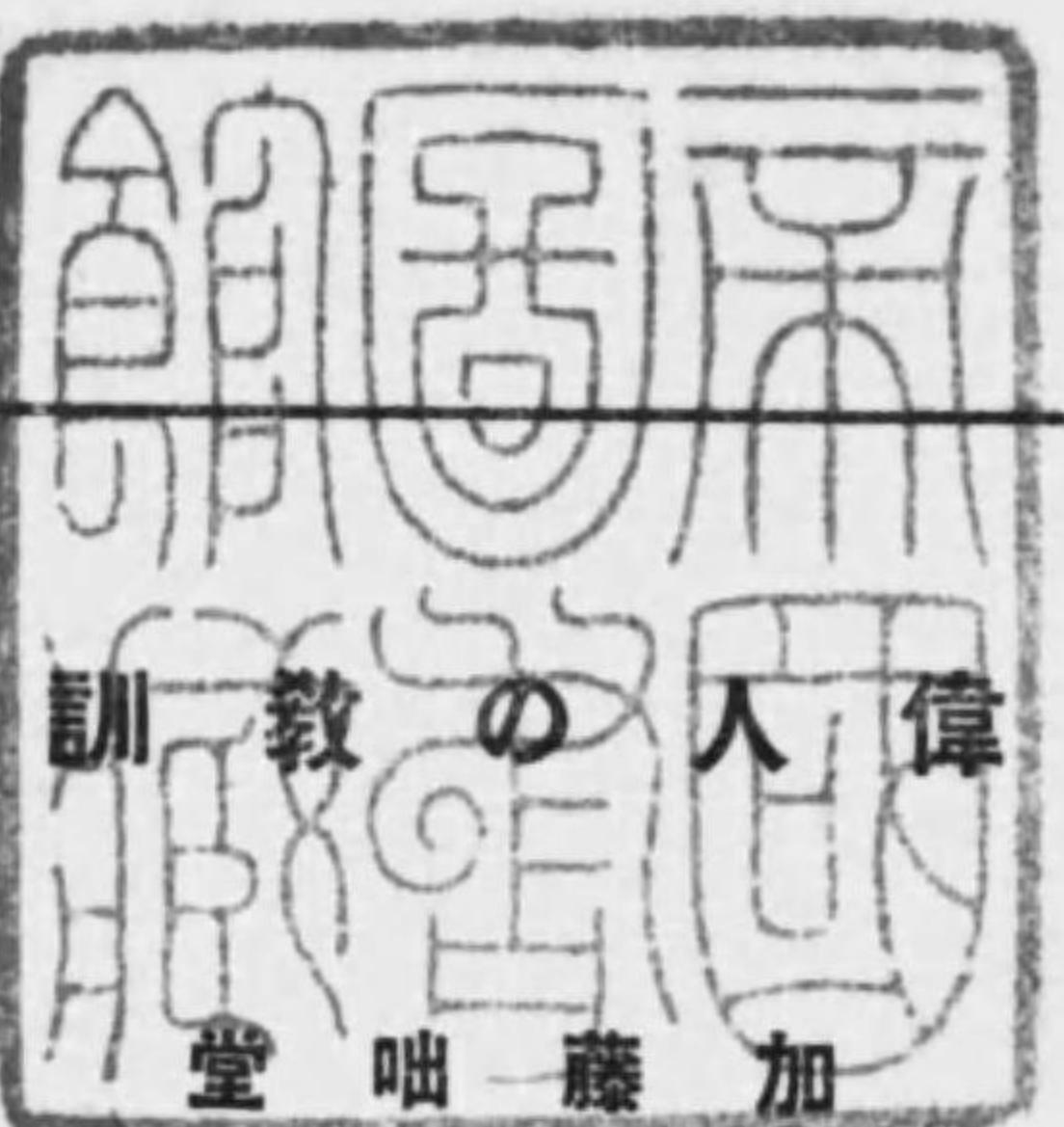
335

加藤咄堂著

偉人の教訓

財團法人 社會教育協會

特255
335



庫文衆民
第七百第

人法團財
會協育教會社





目 次

一、緒言	一
二、和を以て貴しとす 〔聖德太子〕	一
三、聖德太子十七憲法——和の一宇治亂を一串す	一
四、神國の立妙 〔菅原道真〕	七
五、菅原道眞の遺誠——和魂洋才	七
六、士人の風格 〔補正成〕	一
七、大楠公の遺訓——至善を兵とす——楠氏の壁書と家訓	一
八、人生の行路 〔徳川家康〕	八
九、徳川家康の遺訓——「雲萍雜志」の五堪忍	九
十、日々の修養 〔松尾芭蕉〕	三
十一、松尾芭蕉の辭世——今日一日の勵み	三
十二、報徳の教訓 〔二宮尊徳〕	七
十三、二宮尊徳翁——推讓の徳と經濟	七
十四、平生の覺悟 〔西郷南洲〕	七
十五、西郷南洲の沈毅と果斷	一

偉人の教訓

加藤咄堂

緒言

人間の修養は人を模範にすることによつて捷徑を得る。彼も人なり、我も人なり、堯何人ぞ、舜何人ぞ、古聖先賢、人たるに於て我と異なるなし、我、豈に及ばざらんやの一念ほど人を發憤せしむるものはありません。それには偉人の言行を察して、これを我が身に反省して、其の及ばざるを勵まし、日に日に新にして、又日に新なるが如く、自ら向上の方途を辿るを最も便なりと考へまして、我が國古來の偉人の訓言をつ

² らね、これに多少の講解と其の參照に資すべき行實とを附加して此一文を稿したのであります。

掲ぐる所、方面を異にする七偉人を擧げ、其の選擇、必らずしも當を得たとは申されませんが、成るべく其の趣を異にする方面の訓言を探り、一日一訓、一週七訓、これを繰返しく、反省の資とし、修養の料とするも亦其の人近づくの一方途考へた婆心の迷りであります。

一、和を以て貴しとす

聖德太子十七憲法

『和を以て貴しと爲し、忤ふ無きを宗とす、人皆な黨あり。亦達者少し、是を以て或は君父に順はず、乍ち隣里に違ふ。然るに上和ぎ下睦みて、事を論するに諸へば、則ち事理自ら通じて、何事か成らざらん。』

³ これは今から千三百有餘年前、即ち皇紀一千二百六十四年、推古天皇十二年に聖德太子の定められたる十七憲法の第一條の文句で、まことに國家存立の大本、社會協同の基礎を示された金誠といふべく、延いては我等が家庭生活に於てもその結合の土臺となるべき教訓で、和は「やはらぐ」「かなふ」「ととのふ」「むつぶ」「あはす」等の義がありまして、其の字形から申しますと食へる草たるを示す禾と食ふ所の口とから成つて、食物は食物の口は口であるがその二つが相合ふやうに、おののおのの守るべきを守つて、しかも相合ふので、社會には各種各様の仕事があるが、各人おのの其の仕事を爲しつつ一致協同するが和で、一軒の家の内いでいへば、親は親、子は子、夫は夫、婦は婦、兄は兄、弟は弟と、おののおの其の分を守りつつ一致して行くことで、この和に反対するを忤ふといひ、相背馳し、相争うて一致しないの意でありますから、この忤ふといふことのないのを根本とせねばならぬので、宗といふ字はすべて分れたものの本原を意味するのであります。

和を以て貴しとするは、人間生活に於て最も必要なることあります。人間には、それぞれ私情がありまして、自分の愛好するものとは一所になり、憎惡するものとは離反せんとし、目前の利益になることには加擔し、目前の不利益になることには反對して、ここに自から黨派が出来て、一部分一部に偏り全體の利害といふことを考へなくなるもので、この偏私的心を去り、全體を達觀し、目前の計途に驅られずして永遠の計を考へる達者といはれる人は少いものであるから私利私欲に執着して君父の仰せに順はず、地方感情や部落根性のために全體としての調和が出来なかつたり、自分勝手をのみ主張して隣近所との協同が妨げられたりするので、これを乍ち隣里に違ふと戒められたのであります。

和の一字治亂を一串す

人間の世の中は持ち持たれつで互に相和し和睦びてこそ平安の生活は營まれるの

で、他は持ちつでやれ、我れは持たれつで行くといふ得手勝手では互に相忤ひ相背きて相争ふの外はありません。一部分一部分といふ小さい所に目を着けず、全體として持ち持たれつ相和し和睦びて行かねば決して協同の生活の出来るものでないといふことを達觀し、上に立つものは下と相和し、下にあるものは上と和睦び、上下和睦しき意は下達し、下意は上達して行けば、大は一國の統治より、下は一家の和合までも完全に行はれて、どんな大事件でも、チャンと筋道が通つて一致協力して出來ないことはないであります。「中庸」には「和は天下の達道なり」とあり、佐藤一齋の「言志錄」には「三軍、和せず以て戰ひをいひ難し、百官、和せず、以て治をいひ難し」：和の一宇、治亂を一串すともあつて、戰ひをするにしても、昔から「天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず」（孫子）とありますし、政治をいたしますにもこれ亦昔から「協恭、和衷なる哉」（書經）とあり、帝國憲法發布の御詔勅にも「和衷協同」と仰せられてゐるのであります。

和の一宇は人間生活の至寶、これを達成するには各人が私情を去つて全體に向ふ公の心に向ひ、互におもひやり合ふ同情の精神を以てせねばならぬ。我が國が和國と呼ばれてその美を發揮せるも實に上は下を思し召したまひ、下は上を思ひ奉つて上下和睦し來つたので、國民も亦相和し相睦ぶことによつて藹然として一家の如く、温乎たる國容、萬邦に冠絶するを得るのであります。

此語を十七憲法の初めに掲げられたる聖德太子は御名を厩戸皇子と申し上げ、用明天皇の皇子にして推古天皇の皇太子として政を攝したまひ、盛んに大陸の文化を輸入して大に我が國文化の父と仰がれたまうたお方で、内には憲法を定めて國家の體制を整へらるると共に、外には毅然として我が國家の威容を示し、彼の「日出る處の天子、書を日没する所の天子に致す」(隋書)の一書を以て矜驕一世を曠うする隋の煬帝を驚畏せしめたお方であります。

二、神國の玄妙

菅原道眞の遺誠

『凡そ神國一世無窮の玄妙は、得て他國の窺ひ知る所にあらず。漢土三代周孔の聖經を學ぶといへども、革命の國風、深く思慮を加ふべきなり。』

日本は惟神の國であるが、そこへ大陸文化の入り込みましたのは、人皇十五代應神天皇の時に支那の儒教、人皇二十九代欽明天皇の時に印度に起つたる佛教が來たとするのが史家の通説で、或は其の以前からも幾分傳へられて居つたであらうといふことであります。それが盛んに輸入せられましたのは聖德太子の時代からで、奈良朝から平安朝へかけて、殆んど大陸文化模倣の時代とまで目せらるるほどであります。この滔々たる大陸文化輸入の時代に其の取捨の方途を明にし、我が神國の態度を明にせられたのは一代の鴻儒菅原道眞であります。

菅原道實は仁明天皇の承和十二年に生れ、幼より秀才にして詩賦に長じ、後、文章博士として令名を走せ、官にあつては徳望一世に高く、終に累進して右大臣となり、藤原氏の讒に遇うて筑紫に謫せられ、忠誠の志を抱きながら配所に薨せられたのは普く世の知る所であり、後世天満大自在神として仰がれたことも亦喋々を要せぬ所であります。その果して菅公の筆に成つたか否かは明かであります。其の次ぎにあります、ここに掲げたる一語は、實にこの菅公の遺誠として世に傳へられてゐるのであります。その果して菅公の筆に成つたか否かは明かであります。其の次ぎに「凡そ國學の要する所、古今に涉り、天人を究むといへども、自ら和魂漢才ならざるよりは、其の闇悞を窺ふ能はず」とあつて、菅公の和魂漢才の説として世に喧傳せられてゐるのであります。

日本を神國と申しますのは、獨り我が日本人が自ら申すのではなく、早く新羅王が「吾、聞く東方、神國あり、日本と稱す」(神功稱制前記)と申したと傳へられ、孝德天皇大化三年の詔には、「惟神に吾子治しめせと言寄せたまひ」とあり、貞觀十一年伊勢

大神宮告文にも「我が朝は神國」(三代實錄)とあり、北畠親房の「神皇正統記」には其の劈頭に「大日本は神國なり」と書き出したほどであります。即ち日本が天照大神の神勅に基き一系連綿として天壤無窮に寶祚を傳へたまふ玄妙なることは到底他國の窺ひ知ることの出来ない世界無比の國體であるから、漢土三代周孔の教とて支那から傳へられた儒教を學んでも、支那の國風たる革命のことは大に考へねばならぬといふ認めであります。

和魂洋才

漢土といふは支那のこと、三代といふは支那古代の帝王政治たりし夏・殷・周、周孔とは周公と孔子で支那の儒教の祖といはれる人々であるから儒教を學んでもといふほどの意に解釋してよいのであります。一體、支那の國家は日本と全く異りまして漢民族が黃河流域に集つて國を建てまする初から天子は天の命を受け天に代つて其の國に

を治めるもので、其の天の命は民意に現はれるものであるから、民意を得ることの出来ないものは天子たるの資格のないものといたしまして堯は之れを舜に譲り、舜は之れを禹に譲るといふやうに賢者を得てこれを譲るといふので所謂禪讓の風といふものがあり、禹の後は夏として子孫相繼ぎましたが桀王に至つて民心を失ひ、天の命を革めざるべからずとて殷の爲めに伐たれ十七主四百三十九年にして亡び、殷は湯王以来二十八主六百四十四年を経て紂王に至りて暴逆にして民心を失ひ、周の武王の爲めに亡ばさるるといふやうに干戈を用ひて之れを討つを放伐といひ、禪讓放伐革命の國であつて、決して萬世一系に傳はる我が國體の如く神聖なるものでないから、支那の學問を學んでもこの國風を學んではならぬ。凡そ我が國の學問をするものは古今に涉り天のこと人のことをも究めねばならぬが、其の心の土臺たる魂を日本的に据ゑて、その心の働きたる才是支那學問を使ふといふやうでなければ、到底其の奥底を窺ふことは出來ぬぞよと遺誠せられたのであります。

この語は更に廣く現代的に、世界各國の學問を學ぶ上にも應用して考へねばならぬことで、日本の國體は萬邦無比で、何れの國に於ても此天壤無窮に寶祚を傳ふるの玄妙は存せないので、今日世界で威張つて居る國々も皆な盛衰興亡幾轉變建國以來金匱無缺といふことも出來ないのでありますから、此國體觀念を魂のどん底に据ゑて、それから世界の知識を應用する和魂洋才と轉じ來つてこの語は更に擴充せらるると思ふのであります。

三、士人の風格

大楠公の遺訓

『凡そ士は其の身正直にして邪欲なく、義を守り、上を敬ひ、下を恵み、言語はよこしまなく、常に事あるに動せざるは上士なり』

これは楠木正行が父正成の遺誠として傳へた語として「和論語」といふ本に出て居り

ます、「和論語」は後鳥羽天皇の頃、清原良業といふ人が勅諭を蒙つて神託、歴代の聖訓並に公武の著名な人々の金言として傳ふべきものを編纂して觀覽に供したのを本とし、其の後代々清原家で書き加へられたと傳へられて居りますので、果して正成の言なるや否やは明かであります。世に傳ふる「楠公櫻井の書」といふものにも、「大將たらん者は、第一には善い人を親しみ近づけ、姦人を遠ざけることを大切とす」と人物鑒識のことが教へられ、今擧げた語の次ぎには中士、下士とて其の鑒識が示されて居るので、全く跡方のない言とは思はれず、且つ其の語の示す所、士人の最も學ぶべき風格であり、又我等の修養の指針とすべきものであると思ひますから、これを大楠公の人格と併せ想うて自己反省の料とすべき語と思ひます。

大楠公の忠誠無二の人であつたことは今更申すまでもありませんが其の最も人を動かしますに身は微々たる河内の一郷士に過ぎぬにも拘はらず、笠置の山に召された時、堂々たる關東の大軍を一身に引き受くるの赤誠を披瀝し「合戦のならびにて候へ

ば一旦の勝負をば必らずしも御覽せらるべからず、如何に戦ひ敗るとも、正成一人生きてありと聞こし召され候へば、聖運遂に開かるべしと思召させ候へ」と一身を君に捧げ、これを以て終始し

身のために君を思へば二た心

君のために身をも思はじ

の和歌を實現せられた行實は、まことに「正直にして邪欲なく、義を守り死を厭はぬ上士」の風格を體現せられたので、よし此語は楠公の直接、口にせられたのではないとしても、楠公がこれを身に示されたことは疑ひないのであります。

義を守り死を厭はぬは士人の操守で、「義は山嶽より重く死は鴻毛より軽しと覺悟せよ」は軍人に下したまはつたる御勅諭にも仰せられたる聖訓でありまして楠公は實にそれを身に示されたので、勤王の大義のためには一命なぞは鳥の毛より軽く感せら

れたのであります。特に楠公に於て吾人の心を打たるものは、其の忠節の自分一代に止らず、其の死に當りて「七たび人間に生れて朝敵を亡ばさん」と誓はれ、其の子正行を諭さるる言にも「汝謹みて禍福を計較し、利に從ひ義を忘れて、以て乃父の忠を廢する勿れ、苟くも我が族隸にして一人の存するものあらば、則ち率ゐて以て金剛山の舊址を守り、身を以て國に殉じ、死あつて他あること勿れ、汝の吾に報するもの之れより大なるはなし」(大日本史)とある如き到底他に其の比を見る能はざる盡忠報國の精神を窺ふべきであります。

至善を兵とす

世に楠公の旗印として「非理法權天」の五字が書かれてあつたことを傳へて居ります。これは非は理に勝たず、理は法に勝たず、法は權に勝たずとも、權は天には勝たぬとの意味で、楠公の如きは人を相手とせず、天を相手として其の誠を盡されたので

曾て南都に遊び、或る僧と道伴になつて物語られた時、其の僧に對して「道を以て軍に勝つ法如何」と問はれた時、其の僧は「至善を兵とす」と答へたのを深く心に銘じそれより兵を用ふる自在、機に應じて無礙なるを得られたと傳へられて居ります。至善は「大學」に「至善に止るにあり」とありまして至誠の進り出たのであります。此心を以て兵を用ふるが楠公の兵法で、結局する所、天を相手にする「まごころ」から出るに外ならぬのであります。この僧の何人なりしやは明かでありませんが、「延寶傳燈錄」には「關山和尚、南都に遊履し、途次楠木正成と偶會して立談す、正成、私第に迎へて歡待七日、仔細に參禪す」とありますから、恐らくは關山國師であつたらうと推測せられます。若し關山國師であるといたしますれば、南朝の帝師と仰がれたお方で、或る時人が生死に就て如何に覺悟すべきやを問ひました時、言下に「我が這裏生死なし」と喝破せられた大徳であります。楠公が實に我が這裏生死なし、たゞ義あるのみと行動せられたを思ひますれば、楠公が死生の問題に透脱し事あるに當つて

動きざる心要を養はれて居つたことを想見することが出来ます。

楠氏の壁書と家訓

「上を敬ひ下を恵み、言語によこしまなく」とあるは別に説明するには及びませぬが、これらの事に就ては世に「楠公の壁書」として多くの教訓が傳へられて居りますが、其の中に

禮あつくして人の非を咎むるな
人の事いはんより我が非を顧みよ
立身を思はんより主恩を忘るな
忠を安んじて死を恐るるな
我が命、主親のもの、私に捨るな
慈悲はするとも、代りをとるな

物いへば聞えるやうに
物書けば讀めるやうに

といふやうな些末なこと今まで注意があり其の「楠氏家訓」といふものの中には
善事を爲すを思はんより惡事を爲すな
雞鳴に起きざれば日暮に悔あり

節儉質素は保城の如し

華美慢心は仇讐の如し

己が身を思うて人を害ふな
人を知り己れを知りて業強し

遊墮に過ぐれば財貧し

謙遜のものには幸福来る
不遜のものには災害来る

等、一句一句が日々の反省となるものが多いで、これらも後人が楠公に假托して造つたものもないとはいへぬが、訓言として守るべきに於ては差支はないと思ふのであります。

四、人 生 の 行 路

徳川家康の遺訓

『人の一生は重荷を負うて遠き道を行くが如し、急ぐべからず、不自由を常と思へば不足なし、心に望み起らば、困窮したる時を思ひ出すべし、堪忍は無事長久の基、怒りは敵と思へ、勝つことばかり知つて、敗くることを知らざれば、害、其の身に至る、おのれを責めて、人を責むるな、及ばざるは過ぎたるに優れり』

これは徳川家康の遺訓として頗る人口に膾炙して居る格言で、これも家康の一生と思ひ合せて見ると、頗る興味の深きを感じるのであります、家康の前半生は決して幸

福なものではなく、幼にして駿河の今川氏へ人質となつて送られて居つたほどで、辛酸具さに嘗め、其の後、三河の岡崎に歸りました後は織田氏に屬し、武田氏などに苦しめられ、生涯數度の戦ひも多くは逆境であつたのであります、隠忍持久、終に時節到来して征夷大將軍となり徳川三百年の基礎を築いたので、またことに重き荷を負うて遠き道を行くが如く、急がずして其の功を收めたので、或る人が織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の三傑の風格を俳句に作つて、織田信長は「鳴かぬなら殺してしまへ杜宇」といふほど短慮であるが、豊臣秀吉は「鳴かぬなら鳴かして見せう杜宇」といふほどの決意を以て進み、家康は「鳴かぬなら鳴くまで待たう杜宇」と堅忍持久の精神を持つて居つたと評したのは面白い比喩であると思ひます。

これに就て面白き逸話が傳へられて居ります。永祿七年十二月に、武田信玄が徳川家康の英名を聞き、家人下條彈正をして家康の家來酒井忠次に書面を送らしめて、兩家これより懇親を結ばんと述べられた其の書面の表に碑文といふ二字が書いてあつ

て、誰れも其の意味を解することが出来なかつたが、丁度其の時、伊勢の僧、江南和尚といふのが岡崎の城下を過ぎて東國に下られると聞き、これを質しますと、和尚は「これは萬事に時節を失はざるを肝要とする義で、鳥の卵の殻を喰き破るに自ら時節があつて、早ければ水になり、遅ければ腐るをいふたのだ」と教へられたのを徳川家康は「これまことに主將たるもの意を用ふべき所である」と感じたといふことがあります。徳川家康は其の時節を待ち得て成功したので、決して功を急いで成るものではありません。

私は常に人間の一生は歩を運ぶが如く、一足一足歩かねば行かれるものではない、急いで兩足を同時に出さんとすれば顛ぶの外はないが、さればとて兩足を止めて居れば進むことの出来るものではないと申して居ります。今、家康の教訓も其の通りで「急ぐべからず」であります。

『雲萍雜志』の五堪忍

「不自由を常と思へば不足なし」で、有限の世の中に無限の慾望を抱いて居るのが人間で、「ああしたい」「かうしたい」と自由を望めば不平満々で心の安まることはない、思ふに任せぬが人の世の中と、思ふに任せん心の方で辛抱すれば辛抱の出来ぬことはないので、「若し心に望み起らば困窮したる時を思ひ出すべし」で、「堪忍は無事長久の基」、これに就ては柳澤淇園の「雲萍雜志」に五堪忍の説といふのがあつて、能く其の意味を述べて居りますから、ここに引用して講解に代へることにいたします。

『五堪忍といへることあり、聖賢の旨趣よりいでて、世業をなすの基、人間安穏の大悟にして、修身齊家の樞機なり、是を守る時は、勞する事なくして家富み榮え、是を守らざるときは亡ぶ、衣服は何の爲にか着る、寒さを凌ぎ暑さをいとほんが爲なり、さあらば寒からず着、暑からず着ば、粗服にても厭ふことあるべからず、美服に奢るは未だ寒暑の身にしみざるが故なり。寒暑の身にしみなば蕪裸にてもいとふものあるべからず。食事は何の爲にかする。空腹をやめん爲なり。さあらば添物

はなくともありなん、添物なくて食の進まざるは、いまだ飢の至らざるなり、飢る時は糟糠をだもきらはす、家は何の爲にか造れる。雨露をばいとはんが爲なり。さあらば無益の造作など、なくてありなん、水火の災に家を失はば、人の軒端にてもいとふ者あるべからず。妻は何の爲にか持てる、子孫を嗣がん爲なり、さあらば子孫ある者は妾など持たであるべし、妻子あるが上に妾を持つは、色におぼるるが故なり。財は何の爲にか求むる、世計の第一、衣食を足らしめんが爲なり、さあらば義をかき恥をもわすれて、貪り貯ふるにも及ぶまじきことにこそ。』

これも亦一個の訓言として味ふべきであります。

「怒りは敵と思へ」といひ、「勝つことばかり知つて、負くることを知らざれば害、其の身に及ぶ」といふは別段講解するまでもなく讀んで字の如きの教訓であります。其の次ぎに、「おのれを責めて人を責むるな」とあるも亦明かな修養の訓言であります

が、兎角、人の眼は外を見るのは明で、内を見るのに暗く、他人の短所はよく気がざることもないのですが、なかなかさうは參りませんから、「物事は八分目」で過ぎたよりは及ばぬ方がよいと教へたのであります。

五、日々の修養

松尾芭蕉の辭世

『きのふの發句は今日の辭世、今日の發句は明日の辭世、我れ生涯いひ捨てし句に、一句として辭世ならざるはなし。若し我が辭世はいかにと問ふ人あらば、此年頃いひ捨てし句、いづれなりとも申したまはれかし、諸法從來常示寂滅相、これ釋尊の辭世にして一代の佛教、此二句より外なし、古池や蛙飛び込む水の音、此句に我一

風を興せしより初めし辭世なり、其の後、百千の句を吐くに此意ならざるはなし、
ここを以て句の辭世ならざるはなし。』

今度は風變りに俳聖といはるる松尾芭蕉の語を擧げました。これは或る人が彼が
臨終に對して「辭世は」と問ひました時の答へで、これは發句に就ていうたのであり
ますが、何人も此心得があつて然るべきだと思ひます。何故かと申しますに、この人
間の生命は生れた其の時から毎日毎日死に近づきますと、今日といふ日は二度とある
のでなく、この日去つて復た來らず、一日再び晨なり難しで、澤庵禪師が

はかなしや思へば日々の別れかな

きのふのけふにまたも遇はねば

といはれた通り、この一日は全生命の中の一日で、この日復び来るものでないとい
ふことが明かに解りますれば、決してこの一日の仕事を粗末に出来るものではあります

せん。芭蕉が「古池や蛙飛び込む水の音」の句に俳諧の真義を悟り、ここに所謂芭蕉
流の正風を興してから其の日その日の發句を辭世ぞといひ切つた心持はさすがに俳聖
といはるるほどの風格が見られると思ふのであります。われわれは「今日はどうでも
まだ明日がある、明後日がある」と、ツイうかうかと其の日その日を送り、「終に來年
は來年はとて暮れにけり」で、何事も出來ず、この生涯を無駄にするのであります。
この一日は生涯の一日であるといふ覺悟ほど、人の心を引き締めるものはありません。
芭蕉は日日の發句を生涯の發句として、そこに眞劍味を帶びたので、この一日を等閑
にせず、無駄に費さじとする心は一寸の光陰を惜む時間尊重の觀念となり、彼のフ
ランクリンが「汝、生涯を愛するか、然らば汝の時間を徒費すること勿れ、汝の生涯
とは汝の時間より成るものなればなり」と諷めましたやうに、この一時間も一分間も亦
生涯の一時間一分間なりと思ふ時、決して粗末に費することは出来ないのであります。

この一日一日の教訓は又他の意味に於ても修養を助けますので、今日一日と覺悟して「今日一日、無理云ふまじき事」、「今日主親の恩忘るまじき事」等とたゞ今日一日と思ふて勵みつとめ、一日又一日と続けるも亦修養の一方法で、北山壽安といふ人の語に「たとへ如何なる苦みとても一日と思へば堪へられぬべし、樂も一日と思へば溺るることもあるまじ、實にや愚かなる者の親に不孝なるも永しと思ふ故なり、君に忠を爲すも、これに同じ、一日一日と思へば退屈はあるまじ、日に新にして又日に新なりといへる如く、心術の上も一日一日と修行して、今日も目出度修行せりといふことよけれ、日課なども今日一日一日と勤めれば、百萬年勤むるも易し、何事も一生せねばならぬと思ふから大義なり、一生といふは長きやうに思へど後の事やら明日の事やら一年二年乃至百年の事やら誰れも知る人あるべからず」といふて、この一日を一生の一日として勤むべきを勧めて居ります。

この芭蕉の語は諸種の方面より考察せられます。其の語中、釋尊の言を引いて諸法從來常示寂滅相とあるは佛教ではこの世にありとあらゆるもの生じては滅し、滅しては生じて行く中に常に寂滅と不生不滅の永遠性を示して居るといふ釋尊の悟られた時の語で、一代の教法、これに外ならずといふ意味から一代の辭世なりと申しましたので、詳しく説明すると長くなりますが、ここには略して置きます。

六、報徳の教訓

二、宮尊徳翁

「父母の根元は天地の命にあり
身體の根元は父母の生育にあり
子孫の相續は夫婦の丹精にあり
父母の富貴は祖先の勤勞にあり
吾身の富貴は父母の精善にあり

子孫の富貴は自己の勤勞にあり
身命の長養は衣食住の三にあり
衣食住の三は田畠山林にあり
田畠山林は人民の勤耕にあり
今年の衣食は昨年の産業にあり
來年の衣食は今年の難難にあり
年々歲歲報徳を忘るべからず』

二宮尊徳は相模の貧農の子より出で、勤儉精勵、其の家を興すのみならず、報徳の教を立てて經濟と道徳との調和を計り之れを各地に實行し荒蕪を復し、貧困を救ひたる徳川末期の偉人たることは普く世の知る所、右に掲げたるは其の報徳教の要旨を示されたものといふべく、其の根元を尋ねて其の徳に報ゆべきを示したので、尊徳は凡そ世の中は悉く相對で一方を立てれば一方が倒れるやう吉凶、禍福、苦樂、喜憂と

相對して兩方ながら全ふする道は少いが、天地と父母と夫婦と農業との四つは相對兩全であるとし、『天地の道あり、天は生々の徳を下し、地は之を受けて發生す、親子の道あり、親は子を育して損益を忘れて生長を樂み、子は育せられて父母を養ふ。夫婦の道あり、相互結合して相結び子孫相續す、農業の道あり、農夫勤勞して植物の繁榮を樂み、草木其培養を受けて欣々として繁茂す、此四道は相對兩全のものにして、之を法則と爲さば過誤なかるべし、夫れ借りて喜び、貸して悦ばざるは道にあらず、貸して悦び、借りて悦ばざるは道にあらず、我が教は天地生々の心を心とし、親子と夫婦との情に基き、損益を度外に置き、國民の潤助と大地の樂福とを樂む也』と申して居ります。この語によつて前に掲げた天地、父母等の意義が明かであります。

更にこの相對兩全の道を行ふべく推讓の徳を擧げ
『夫れ推讓は萬物増培豊富之道也、掠奪は萬物減少死亡之道なり、試みに近く之を譬ふれば今茲に米粟一苞あらん、直に貪りて之を食へば、僅に數日の食のみ、一

苞盡くるの後は復た一粒の得べきものなく、飢渴死亡の憂を免れず、若し之を譲つて以て土中に蒔ば數十苞となり、又譲つて蒔かば數百苞となり、年々歲々此の如く讓らば數萬の粟を生ず、又一家の内、父たる者子に譲る、之を慈といひ、子たる者父に譲る、之を孝といひ、兄として弟に譲る之を良といひ、弟として兄に譲る、之を悌といひ、夫として婦に譲る、之を義といひ、婦の夫に譲る、之を聽といふ。此の如くなれば一家和睦し財優かにして安居を得るや必せり、若し一物の微だも父子互に奪ひ、兄弟互に奪ひ、夫婦互に奪はゞ忽然として忿怒怨望起り一家破滅の禍立て待つべき也、一家すら猶ほ斯の如し、況や國天下に於てをや、人君自ら分を引き去り、有餘を生じ、之を譲りて四民を恵み、大に仁政を施さば、誰か敢て感動せざらん、誰か敢て悦服せざらんや。大夫隨て譲り、士も亦互に譲り、庶人争うて譲る、此時に當りては財ある者は財を譲つて米粟ある者は米粟を譲り、或は衣を譲り、食を譲り、道を譲り、田圃を譲り、家を譲らざるなく、人々譲らざるなし、國家日に綱格とし、日常生活と道德との融合を第一としてゐるのであります。

隆盛豊富、菽粟、財寶、湧くが如く、民安んぞ不仁なるものあらんや、五倫五常の道を自ら其の中に流行す、何をか憂ひ何をか求めんや」と示し此推讓の道徳を經濟の方に應用し、今日の物を明日に、今年の物を來年に譲るやうに消極的に分度を守つて節約すべきを説くと共に、積極的に勤勞を勧めて増殖の道を説き、これを以て天地の化育を助くるの大道なり、と教へて居ります。これらによつて報徳の意義を解することが出來ませう。此教はこれら推讓、分度、勤勞の本に至誠を加へ、此四つを以て綱格とし、日常生活と道德との融合を第一としてゐるのであります。

七、平生の覺悟

西郷南洲の沈毅と果斷

「平生、道を踏まざる人は、事に臨みて狼狽し、處分に苦しむものなり、例せば出火のとき、平生處分あるものは動搖せずして、取始末も能く出来るべしと雖も、

平生處分なきものは、唯狼狽して措く所を知らざるに至る。されば、平生道を踏み居るものにはあらざれば、事に臨みて策略は出でざるなり。』

西郷南洲、名は隆盛、其の近代の人傑たることは今更いふまでもありません、此の一語によつても其の風格の一端は窺ひ見らるるのであります。

一體人間といふものは、平生の時には兎角心を弛めてをりまするもので、其のため大事に當つて周章狼狽して其の處置に苦しむものであります。平生からチヤンと正しき道を踏んで心の覺悟が充分にしてあれば、大事に當つて其の處置を誤るものでないが、平生、油斷ばかりして居つては、イザ大事となつた時には手も足も出ないものであります。丁度火事が起つたからとて狼狽して消防器を買ひに行くやうなもので、それでは間に合ふ筈はありませんが、平生から消防器の準備があれば、ソレツ火事だというて、直ぐ間に合ふやうなものであります。されば禪語にも「平常心これ道」とありますて、此平生の心が道にさへ合つて居れば、そのままこれに應用して行けるのであります。

で、古人も「道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらざるなり」と教へて居りますのに、兎角平生は道を離れてゐるものでありますから、非常の時に間に合はないので、此普段の心掛けほど必要なことはありません、されば南洲は又

『凡そ平生默座靜思の際に思慮すれば、有事のとき十の九八は履行せらるるなり。事に當りて卒爾に思慮するは、譬へば臥床夢寐の中に奇篇妙計を得るが如く、翌朝起床の時に至れば、無用の妄想に屬すべし』とてここにも平生の覺悟を説いて居ります。西郷南洲の沈毅にして果斷であつたのも、此平生の修養から來たので、決して偶然ではないのであります。

石天基といふ人の語に「獅子、兎を捉ふる、猶ほ象を捉ふるが如くす、これ象を捉ふる、猶ほ兎を捉ふる如くなる所以なり」といふのがあります。獅子が兎を捉ふるに、何にも象を捉ふるほどの全力を用ひなくともよいやうであります。この平生の心掛けが象といふ大敵に出逢つても、少しも恐れず、平然として兎を捉ふるが如くに出来る

所以であります。されば如何に平生、道を踏むべきかと申しますに、それには南洲の有名なる訓言たる

『人を相手にせず、天を相手にせよ、天を相手にして己れを盡くし、人を咎めず、我が誠の足らざるを尋ねべし』

とあるを味ふことが必要であります。人を相手とするから、人の見てゐる所と見て居らない所で行ひが二三になつたり、人の毀譽褒貶によつて道を踏み外したりするので、人は見ない所があり、人は知らない所があつても、天は昭々として我れを照らせりと、自ら省みて誠の足らざるなきを尋ねる、これ修養の大本で、上來擧げた七人七訓も證じつめる所は誠の一宇に歸すと見て差支ないのであります。

(終)

訓教の人偉
製賣許不

昭和十年十二月廿五日印刷
昭和十一年一月一日發行

定價金十錢
送料二錢

著者 加藤啓助

著者兼
編集者

社会教育協会代理理事

東京市牛込区霞町七番地
大日本刷印株式会社謹啟

發行所 東京市小石川區白山御殿町一二七 法人 社會教育協會

電話小石川七五〇九番
振替口座東京一一八三番

同志を求む

廣く同志を求む。本會はどなたでも社會教育に關心をもつ人々の入會を歡迎いたします。入會書は書面又はハガキに住所・氏名・業務及年月日を書き調印の上御差し下さい。

口特典

會員には機關紙社會教育新報(月二回)及び社會教育パンフレット(月二回)婦人講座(月一回)民衆文庫(月一回)を無代送本いたします。又講演講習展覽會等の斡旋及び各種相談調査の御依頼にも應じます。御遠慮なく御利用を願ひます。

口會費

一ヶ月五十錢、半年參圓、一年六圓、すべて前金のこと。御入會の際半年分以上御拂込を願ひます。御送金は本會振替口座二一八三番へ御拂込下されば最も確實であります。

役員

監理事常務理事

事長事務局長事務局長事務局長事務局長

東京朝日新聞主筆前大阪毎日新聞社長文部省實業課務局長

東京女子高師校長日清製粉株式會社長

東大教授農學博士文部省普通學校局長

前文部省普通學校局長前文部省普通學校局長

宮内省御用掛伯爵中央氣象臺理學博士

農林政務次官農業試驗院議員

三井信託株式會社理事

第一銀行頭取貴族院議員法學博士

岩明米山守三牧藤二那武河下正菊城緒小穂阪

田石山川屋好野原荒須部原村田池戸方松積谷

宙照梅榮重良咲芳欽春壽一元竹謙重芳

造男吉建夫道三平德皓一作一郎郎亮虎助遠郎

終